

平成国際大学法学研究科 学位論文審査基準

1. 審査体制

平成国際大学学位規程第 8 条（審査委員）に従って、研究科教員のうち 3 名を選び、修士論文又は課題研究に関連のある授業科目を担当する教員 1 名を主査とし、他を副査とする。

2. 審査方法

修士論文又は課題研究の審査においては、主査と副査による査読及び最終試験を行う。

3. 審査基準

修士論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を示すものでなければならない。

課題研究は、広く該博な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を示すものでなければならない。

4. 審査の要点

平成国際大学学位規程第 9 条（修士論文等の審査基準）を踏まえ、審査の要点は以下の項目とする。

- ①問題意識が明確であるか。
- ②研究方法は適切に選択され、検討が十分にされているか。
- ③論文の構成が適切であるか。
- ④独自の分析・考察がみられるか。
- ⑤参考文献の提示及び引用方法などが適切であるか。
- ⑥研究倫理は守られているか。
- ⑦最終試験において、審査委員の問いに適切に応対したか。